

# 船舶事故調査報告書

令和7年7月9日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆																																																																		
発生日時	令和5年5月3日 08時00分ごろ																																																																		
発生場所	新潟県上越市直江津港東方沖 直江津港沖防波堤北灯台から真方位056° 1,590m付近 (概位 北緯37° 14.2′ 東経138° 17.4′)																																																																		
事故の概要	プレジャーボート里井丸は、漂流中、海水が船内に流入して転覆した。																																																																		
事故調査の経過	令和5年9月14日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済																																																																		
事実情報																																																																			
船種船名、総トン数	プレジャーボート 里井丸、5トン未満（長さ3.31m）																																																																		
船舶番号、船舶所有者等	240-65961新潟、個人所有																																																																		
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定																																																																		
負傷者	なし																																																																		
損傷	船外機等に濡損																																																																		
気象・海象	<p>気象：天気 曇り</p> <p>本事故発生場所の南南西方約8海里に位置する高田特別地域気象観測所の本事故当日の観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">平均</th> <th colspan="2">最大瞬間</th> </tr> <tr> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> <th>風向</th> <th>風速 (m/s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07:00</td> <td>南南東</td> <td>4.9</td> <td>南</td> <td>9.0</td> </tr> <tr> <td>07:10</td> <td>南</td> <td>5.5</td> <td>南</td> <td>9.5</td> </tr> <tr> <td>07:20</td> <td>南</td> <td>5.6</td> <td>南</td> <td>9.6</td> </tr> <tr> <td>07:30</td> <td>南</td> <td>5.3</td> <td>南南西</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>07:40</td> <td>南</td> <td>5.7</td> <td>南</td> <td>10.5</td> </tr> <tr> <td>07:50</td> <td>南</td> <td>4.6</td> <td>南</td> <td>7.7</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>南</td> <td>4.3</td> <td>南</td> <td>8.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期</p> <p>全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）による直江津港の本事故当日の波浪観測値は、次のとおりであった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時刻 (時:分)</th> <th colspan="2">有義波</th> <th rowspan="2">波向</th> </tr> <tr> <th>波高(m)</th> <th>周期(s)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>07:00</td> <td>0.30</td> <td>5.7</td> <td>北北西</td> </tr> <tr> <td>07:20</td> <td>0.30</td> <td>5.5</td> <td>北西</td> </tr> <tr> <td>07:40</td> <td>0.28</td> <td>5.8</td> <td>北西</td> </tr> <tr> <td>08:00</td> <td>0.27</td> <td>5.8</td> <td>北西</td> </tr> </tbody> </table> <p>船長の口述によれば、本事故当日の気象及び海象は、風向が北西、</p>	時刻 (時:分)	平均		最大瞬間		風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)	07:00	南南東	4.9	南	9.0	07:10	南	5.5	南	9.5	07:20	南	5.6	南	9.6	07:30	南	5.3	南南西	10.1	07:40	南	5.7	南	10.5	07:50	南	4.6	南	7.7	08:00	南	4.3	南	8.0	時刻 (時:分)	有義波		波向	波高(m)	周期(s)	07:00	0.30	5.7	北北西	07:20	0.30	5.5	北西	07:40	0.28	5.8	北西	08:00	0.27	5.8	北西
時刻 (時:分)	平均		最大瞬間																																																																
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)																																																															
07:00	南南東	4.9	南	9.0																																																															
07:10	南	5.5	南	9.5																																																															
07:20	南	5.6	南	9.6																																																															
07:30	南	5.3	南南西	10.1																																																															
07:40	南	5.7	南	10.5																																																															
07:50	南	4.6	南	7.7																																																															
08:00	南	4.3	南	8.0																																																															
時刻 (時:分)	有義波		波向																																																																
	波高(m)	周期(s)																																																																	
07:00	0.30	5.7	北北西																																																																
07:20	0.30	5.5	北西																																																																
07:40	0.28	5.8	北西																																																																
08:00	0.27	5.8	北西																																																																

風速が約 2 ～ 3 m/s、及び波向が北西、波高が約 0.3 ～ 0.4 m であった。

事故の経過

本船は、船長が 1 人で乗り組み、知人 2 人（以下「同乗者」という。）を乗せ、釣りの目的で、上越市西ヶ窪浜北方沖の釣り場に向けて西ヶ窪浜を出発した。

本船は、西ヶ窪浜北方沖の釣り場に到着して船長及び同乗者が釣りを行った後、直江津港の沖防波堤東方沖の釣り場に移動し、船首を北東方に向け、船外機を止めて漂泊した。

船長は、船尾区画において右舷方を向き、同乗者のうち 1 人は船首区画及びもう 1 人は中央区画において左舷方を向き、それぞれ釣りを開始した。船長は、自身の釣りに意識を向けていたので、左舷側の状況を見ていなかった。（写真 1 参照）

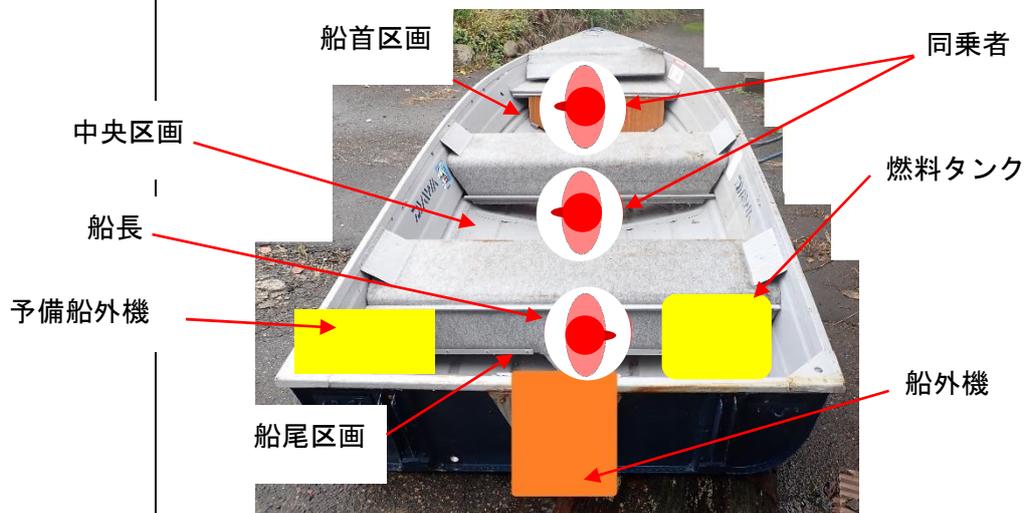


写真 1 船長等及び船外機等の配置等

その後、本船は、横揺れが大きくなって左舷方に傾斜し始めた後、海水が左舷側から船内に流入して更に傾斜が進み、船体のバランスが崩れて転覆した。

船長及び同乗者は、その後、船体を復原して乗り込み、同乗者が携帯電話で 118 番通報して救助を要請するとともに、船長が漂流していたクーラーボックス等を回収し、同ボックスを使用して船内に溜まった海水を排出したものの、転覆により海水に浸ったことで、船外機及び予備船外機が始動できない状態となった。

船長及び同乗者は、本事故発生場所付近を航行中のプレジャーボートに手を振って救助を求め、次いで本船は同ボートにえい航され、直江津港のマリーナに到着した。

本船は、米国製のアルミ合金製プレジャーボートで、各部の深さは、船首部が約 0.70 m、船体中央部が約 0.80 m、船尾部が約 0.45 m であり、不沈性を有していた。

本船は、本事故当時、船尾中央に重量約 24 kg の船外機が設置さ

	<p>れ、船尾区画左舷端に重量約 14.5 kg の予備船外機（出力約 1.5 kW）、同区画右舷端に容量が約 12 l で、出発時に約 10 l（ガソリンの比重約 0.7 から重量約 7 kg）のガソリンが入っていたプラスチック製の燃料タンクが積載されていた。</p> <p>船長によれば、出発前、船体に破口や亀裂はなく、船尾部の乾舷は約 10 cm であった。</p> <p>本船は、船舶検査証書によれば、最大搭載人員が、旅客 2 人、船員 1 人の計 3 人となっており、本事故当時、最大搭載人員内であった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員救命胴衣を着用していた。</p> <p>（付図 1 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、直江津港東方沖で漂泊して釣りをを行っている際、風浪による横揺れが大きくなって左舷方に傾斜し始めた後、海水が左舷側から船内に打ち込んで左舷側に傾斜し、船体のバランスが崩れて転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、出航時、船尾部の乾舷が船長の目測で約 10 cm と余裕がなく、また、船尾区画左舷端に重量約 14.5 kg の予備船外機が、同区画右舷端に出発時に重量約 7 kg のガソリンの入っていた燃料タンクがそれぞれ積載されていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、波高約 0.3～0.4 m の状況下、本船が、漂泊して釣りをしている際、風浪による横揺れで船内に海水が打ち込み、転覆したものと考えられる。</p> <p>船内に海水が打ち込んだことについては、船尾部の乾舷が約 10 cm であったことによるものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、波浪の状況から、自船の乾舷では船内に海水が打ち込む危険性がある場合には、発航を見合わせる。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、航行中又は漂泊中において、乗船者の配置など船体の安定性に常に注意を払う。</li> </ul>

付図1 事故発生場所概略図

